第1号様式（１）　　（正会員入会申込書）

〔処理業者用〕

入　会　申　込　書

　貴協会の目的（産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、研修、啓発及び指導等の事業を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること）に賛同し、入会したいので許可証の写し、業務経歴書及び誓約書を添えて申込みいたします。

１．許可業種（該当する業に○を付けてください。）

　　①　産　業　廃　棄　物〔□　収集運搬業・□　中間処理業・□　最終処分業〕

　　②　特別管理産業廃棄物〔□　収集運搬業・□　中間処理業・□　最終処分業〕

２．許可品目（該当する（特別管理）産業廃棄物処理業の品目に○を付けてください。）

（１）産業廃棄物　　（収＝収集運搬業、中＝中間処理業、終＝最終処分業）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 収 | 中 | 終 | 品　　　　目 | 収 | 中 | 終 | 品　　　　目 | 収 | 中 | 終 | 品　　　　目 |
|  |  |  | 燃え殻 |  |  |  | 木くず |  |  |  | がれき類 |
|  |  |  | 汚泥 |  |  |  | 繊維くず |  |  |  | 家畜ふん尿 |
|  |  |  | 廃油 |  |  |  | 動植物性残渣 |  |  |  | 家畜の死体 |
|  |  |  | 廃酸 |  |  |  | ゴムくず |  |  |  | ばいじん |
|  |  |  | 廃アルカリ |  |  |  | 金属くず |  |  |  | その他 |
|  |  |  | 廃プラスチック類 |  |  |  | ガラス及び陶磁器くず |  |  |  |  |
|  |  |  | 紙くず |  |  |  | 鉱さい |  |  |  |  |

（２）特別管理産業廃棄物　　（収＝収集運搬業、中＝中間処理業、終＝最終処分業）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 特　定　有　害　産　業　廃　棄　物 |
| 収 | 中 | 終 | 品　　　　目 | 収 | 中 | 終 | 品　　　　目 | 収 | 中 | 終 | 品　　　　目 |
|  |  |  | 廃油 |  |  |  | 廃石綿等 |  |  |  | 廃酸 |
|  |  |  | 廃酸 |  |  |  | 燃え殻 |  |  |  | 廃アルカリ |
|  |  |  | 廃アルカリ |  |  |  | 汚泥 |  |  |  | 鉱さい |
|  |  |  | 感染性廃棄物 |  |  |  | 廃油 |  |  |  | ばいじん |

３．会費等

入会金 ２０，０００円

　　　 収集運搬業　　 月額　　６，０００円

　　　 中間処理業　　 月額　１０，０００円

　　　 最終処分業　　 月額　１０，０００円

　 　 ＊収集運搬業と処分業（中間・最終）を兼業している場合は、処分業の月額。

令和　　年　　月　　日（必ず日付を記入する）

一般社団法人青森県産業資源循環協会　会長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 入会申込人郵便番号所在地事業所名代表者名 　　　　　　　　印ＴＥＬＦＡＸ | 推薦会員 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 推薦会員 　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 支部長名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

〔処理業者用〕

業　務　経　歴　書

|  |  |
| --- | --- |
| 　　事　　　業　　　の　　　概　　　要 | 　１．主要業務　２．従業員数　　３．事業所所在地　　　電話番号　　　ＦＡＸ番号　４．産業廃棄物許可業種　　収集運搬・中間処理・最終処分　５．車両種類・台数　６．主要取引先　７．関連企業 |
| 業務経歴 | 　　　　　　年　　月 年　　月（賞罰、不許可・営業停止・許可取消等行政処分歴も記載すること。） |

適正処理等に関する誓約書

令　和 　年 月　　日

　　　一般社団法人青森県産業資源循環協会　会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　職・氏名 　　　　　　　　　　　　　印

　当社(私)は、一般社団法人青森県産業廃棄物協会の会員入会申込みにあたり、協会の目的に賛同し、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

1　産業廃棄物の処理に関する法令を遵守して、適正に処理します。

2　本会の名誉を傷つけ、若しくは目的に反するような行為はしません。

3　会員としての義務に違反しません。

4　法令に違反して行政処分等を受け、協会又は会員に多大な迷惑を与えた場合には、自主的に退会します。